

浜松市動物園臨時閉園取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市動物園(以下「動物園」という。)の入園者の安全を確保するため、浜松市都市公園条例(昭和37年浜松市条例第12号。以下「条例」という。)第7条ただし書の規定による臨時閉園の取扱いについて、必要な事項を定める。

(臨時閉園)

第2条 動物園長(不在の場合にあっては、動物園長補佐。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条ただし書きの規定による動物園の臨時閉園について、動物園を所管する部長(不在の場合にあっては、次長。以下同じ。)に協議するものとする。

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)(南海トラフ沿いで観測された異常な現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価されたときに発表されるものに限る。)が発表されたとき。
- (2) 風水害等により公共交通機関が停止し、又は停止されるおそれのあるとき。
- (3) 前号に相当する理由があり、入園者の安全確保に支障があると認められるとき。

2 動物園を所管する部長は、前項の規定による協議において動物園を臨時閉園する必要があると認めたときは動物園を臨時閉園することができる。

(入園者への告知等)

第3条 動物園長は、前条第2項の規定により動物園が臨時閉園されたときは、入園者の動揺を最小限度にとどめるため、直ちにその理由等を告知するとともに、入園者を動物園から避難させる等の適切な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。